

<ブラジル>金融取引税導入の影響

2009年10月21日

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

■10月20日より金融取引税の導入が決定

ブラジルのマンテガ財務相は、非居住者によるブラジル債券および株式への投資に対し、2.0%の金融取引税（IOF）を、10月20日より課することを発表しました。

この金融取引税は2008年3月、1.5%の税率で実施された後、2008年10月に0%へ引き下げられましたが、今回2.0%の税率に引き上げられて再び実施されることとなりました。

当該税金はブラジル国内へ有価証券等の取引代金を送金した際の為替取引に対して課されるものです。課税は初回のみに限定され、一度国内に流入した資金で他の株式、債券等を購入する場合は再度課税されることはありません。また、ブラジル企業の海外上場の預託証券（ADR等）、ユーロクリアー（国際証券決済機関）など海外で決済される取引や、直接投資、貿易に関する資金流入については当該税金の課税対象とはなりません。

■金融取引税の導入の背景

今回の課税導入はブラジルへの過剰な資本流入を規制し、通貨レアル上昇を抑制する意図が背景にあります。事実、為替市場では、レアルは対円、対米ドル共に年初来で30%を超える上昇となっております。

■金融市場の反応

この発表を受けて、20日のブラジル株式市場は一時大きく下落する場面も見られましたが、結局同国の代表的株価指数であるブラジルボエスパ株価指数は前日比2.9%の下落となりました。為替市場では、ブラジルレアルは対米ドルで2%を超える下落となりました。現地通貨建てブラジル債券市場では、現在のところ金融取引税の導入に対する大きな反応は見られていません。

■当社グループの見方

（株式市場）

現段階で同課税による影響を予測することは難しいですが、課税回避のため、外国人投資家が現地市場（レアル）の証券よりもADR市場等の証券に投資することを選好すると考えられることから、今後は後者の方の流動性が高まると予想されます。また、暫くはADR市場等での価格が最大で税率分の2%まで現地市場での価格に上乗せされる状況が見られると考えます。ブラジルでは来年に選挙を控え、将来の税制変更の可能性も考えられますが、中長期的なブラジルの成長ストーリーに変更はないと考えます。一方、同課税の影響から一時的に株価の変動率が高まる中での下落局面は、投資の好機と言えるかもしれません。

（債券/為替市場）

短期的には今回の資本規制がレアルの上昇スピードを緩める効果があっても、中期的な上昇トレンドを反転させるほどの影響力は無いと見ていることから、現状では、ブラジル債券市場の見通しに変更はありません。

<ブラジル>金融取引税導入の影響

● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は一般的に、株式、債券等様々な有価証券へ投資します。有価証券の価格は市場環境、有価証券の発行会社の業績、金利の変動等により価格が変動するため、投資信託の基準価額も変動し、損失を被ることがあります。また、外貨建の資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。そのため、投資信託は元本が保証されているものではありません。

又、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては各投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

● 投資信託に係る重要な事項について

・投資信託によっては、海外の証券取引所の休業日等に、取得、換金の申し込みの受付を行わない場合があります。

・投資信託によっては、クローズド期間として、原則として換金が行えない期間が設けられていることや、1回の解約金額に制限が設けられている場合があります。

・分配金の額は、投資信託の運用状況等により委託会社が決定するものであり、将来分配金の額が減額されることや、分配金が支払われないことがあります。

● 投資信託に係る費用について

投資信託では、一般的に以下のような手数料がかかります。手数料率はファンドによって異なり、下記以外の手数料がかかること、または、一部の手数料がかからない場合もあるため、詳細は各ファンドの販売会社へお問い合わせいただくか、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。

投資信託の取得時: 申込手数料、信託財産留保額

投資信託の換金時: 換金(解約)手数料、信託財産留保額

投資信託の保有時: 信託報酬、監査費用

信託報酬、監査費用は、信託財産の中から日々控除され、間接的に受益者の負担となります。その他に有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託財産における租税費用等が実費としてかかります。また、他の投資信託へ投資する投資信託の場合には、当該投資信託において上記の費用がかかることがあります。

<投資信託委託会社>

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号

加入協会: (社)投資信託協会

(社)日本証券投資顧問業協会

日本証券業協会

本資料はJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下、「当社」という。)が作成したものです。本資料は投資に係る参考情報を提供することを目的とし、特定の有価証券の勧誘を目的として作成したものではありません。また、当社が販売会社として直接説明するために作成したものではありません。当社は信頼性が高いとみなす情報等に基づいて本資料を作成しておりますが、当該情報が正確であることを保証するものではなく、当社は、本資料に記載された情報を使用することによりお客様が投資運用を行った結果被った損害を補償いたしません。本資料に記載された意見・見通しは表記時点での当社の判断を反映したものであり、将来の市場環境の変動や、当該意見・見通しの実現を保証するものではありません。また、当該意見・見通しは将来予告なしに変更されることがあります。

本資料に記載されている、リスク、費用、留意事項等を必ずご覧ください。

J.P.Morgan
Asset Management